

第 1 1 2 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 (第 5 号)

招 集 年 月 日 令 和 5 年 6 月 2 0 日 (火 曜 日)

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

開 会 6 月 2 0 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 5 日)

議 事 日 程

- 日 程 第 1 第 83 号 議 案 宍 粟 市 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 に 関 する 条 例 の 一 部 改 正 の 専 決 処 分 (専 決 第 1 号) の 承 認 に つ い て
- 日 程 第 2 第 84 号 議 案 令 和 5 年 度 宍 粟 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 3 号)
85 号 議 案 令 和 5 年 度 宍 粟 市 下 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)
- 日 程 第 3 第 86 号 議 案 宍 粟 市 税 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て
- 日 程 第 4 第 87 号 議 案 宍 粟 市 家 庭 的 保 育 事 業 等 の 設 備 及 び 運 営 に 関 する 基 準 を 定 め る 条 例 及 び 宍 粟 市 特 定 教 育 ・ 保 育 施 設 及 び 特 定 地 域 型 保 育 事 業 の 運 営 に 関 する 基 準 等 を 定 め る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て
- 日 程 第 5 第 88 号 議 案 原 不 動 産 公 園 施 設 に 係 る 指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て
- 日 程 第 6 新 病 院 整 備 の 基 本 設 計 に お け る 収 支 試 算 結 果 に 関 する 調 査 特 別 委 員 会 報 告
- 日 程 第 7 所 管 事 務 等 調 査 に つ い て
-

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

- 日 程 第 1 第 83 号 議 案 宍 粟 市 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 に 関 する 条 例 の 一 部 改 正 の 専 決 処 分 (専 決 第 1 号) の 承 認 に つ い て
- 日 程 第 2 第 84 号 議 案 令 和 5 年 度 宍 粟 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 3 号)
85 号 議 案 令 和 5 年 度 宍 粟 市 下 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)
- 日 程 第 3 第 86 号 議 案 宍 粟 市 税 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て
- 日 程 第 4 第 87 号 議 案 宍 粟 市 家 庭 的 保 育 事 業 等 の 設 備 及 び 運 営 に 関 する 基 準 を 定 め る 条 例 及 び 宍 粟 市 特 定 教 育 ・ 保 育 施 設 及 び 特 定

地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の
一部改正について

日程第 5 第 88号議案 原不動滝公園施設に係る指定管理者の指定について

日程第 6 新病院整備の基本設計における収支試算結果に関する調査特別委員会
報告

日程第 7 所管事務等調査について

応 招 議 員 (1 4 名)

出 席 議 員 (1 4 名)

| | |
|------------------|--------------------|
| 1 番 津 田 晃 伸 議員 | 2 番 山 下 由 美 議員 |
| 3 番 前 田 佳 重 議員 | 4 番 飯 田 吉 則 議員 |
| 5 番 八 木 雄 治 議員 | 6 番 西 本 諭 議員 |
| 7 番 中 本 隆 敏 議員 | 8 番 垣 口 真 也 議員 |
| 9 番 神 吉 正 男 議員 | 1 0 番 林 克 治 議員 |
| 1 1 番 大 畑 利 明 議員 | 1 2 番 欠 番 |
| 1 3 番 欠 番 | 1 4 番 大 久 保 陽 一 議員 |
| 1 5 番 今 井 和 夫 議員 | 1 6 番 浅 田 雅 昭 議員 |

欠 席 議 員 (な し)

職務のために議場に出席した者の職氏名

| | |
|-------------------|---------------|
| 事 務 局 長 大 前 和 浩 君 | 書 記 岸 元 秀 高 君 |
| 書 記 小 椋 沙 織 君 | 書 記 幸 長 祥 太 君 |

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|-----------------------|---------------------------------|
| 市 長 福 元 晶 三 君 | 副 市 長 富 田 健 次 君 |
| 教 育 長 中 田 直 人 君 | 市 長 公 室 長 水 口 浩 也 君 |
| 総 務 部 長 砂 町 隆 之 君 | 市 民 生 活 部 長 森 本 和 人 君 |
| 健 康 福 祉 部 長 橋 本 徹 君 | 産 業 部 長 中 村 仁 志 君 |
| 建 設 部 長 樽 本 勝 弘 君 | 一 宮 市 民 局 長 田 路 仁 君 |
| 波 賀 市 民 局 長 大 田 敦 子 君 | 千 種 市 民 局 長 石 垣 貴 英 君 |
| 会 計 管 理 者 山 本 信 介 君 | 総 合 病 院 副 院 長 兼 事 務 部 長 菅 原 誠 君 |

教育委員会教育部長 大 谷 奈 雅 子 君

農業委員会事務局長 祐 谷 佳 孝 君

(午前 9時30分 開会)

○議長（浅田雅昭君） 皆様おはようございます。本日もよろしくお願いをいたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が監査委員から議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 第83号議案

○議長（浅田雅昭君） 日程第1、第83号議案、宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の専決処分（専決第1号）の承認についてを議題とします。

本議案は、去る5月30日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、14番、大久保陽一議員。

○総務経済常任委員長（大久保陽一君） 令和5年5月30日に審査付託がありました第83号議案、宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の専決処分（専決第1号）の承認については、6月6日に第5回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第83号議案の主な内容は、新型コロナウイルス感染症が厚生省令の改正により、5類感染症の位置づけに変更されたことに伴い、国において当該感染症に対応する特殊勤務手当が廃止されることを受け、当市における同市の特殊勤務手当についても廃止するものであります。

審査の中で、委員からは特に質疑等はございませんでした。

関係職員に出席を求め慎重に審査しました結果、第83号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上報告いたします。

○議長（浅田雅昭君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅田雅昭君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅田雅昭君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は承認であります。

お諮りします。

第83号議案については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅田雅昭君) 御異議なしと認めます。

第83号議案は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第2 84号議案～第85号議案

○議長(浅田雅昭君) 日程第2、第84号議案、令和5年度宍粟市一般会計補正予算(第3号)及び第85号議案、令和5年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算(第1号)の2議案を一括議題とします。

本2議案は、去る5月30日の本会議で予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、15番、今井和夫議員。

○予算決算常任委員長(今井和夫君) 5月30日に審査付託のありました第84号議案、令和5年度宍粟市一般会計補正予算(第3号)及び第85号議案、令和5年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算(第1号)の2議案について審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

付託当日に第2回予算決算常任委員会を開催し、運営要綱の規定により詳細審査を二つの分科会で分担して行うことと決定しました。

6月6日に総務経済分科会、7日に文教民生分科会を開催し、それぞれ関係職員に説明を求め審査を行いました。その後、6月12日に第3回予算決算常任委員会を開催し、分担して行った分科会審査報告を受け、全体会で審査を行いました。

分科会の報告は次のとおりであります。

まず、総務経済分科会が審査した第84号議案の関係部分の主な内容は、燃料価格高騰等に伴う支援策のうち、生活者支援としまして、家庭における光熱費の負担軽減を図るため、省エネ家電への買い替えや照明のLED化を支援するほか、事業者支援としまして、農業従事者など燃料価格等の高騰の影響を受ける幅広い事業者に対し、負担軽減や事業継続のための支援を行うものであります。

また、燃料価格高騰に伴う支援策以外の内容としまして、波賀生活圏の拠点づくり事業において、市民局庁舎の改修に係る設計の変更に対応するため、委託料を増額するものであります。

さらに、西日本高速道路株式会社と山崎インターの歩行者通路リニューアルに係る事業協定を締結したことから、その負担金を財源に、落書き防止対策や完成式典を行うための事業費を追加するものであります。

審査の中で委員からは、省エネ家電買い替え促進事業の制度設計について質疑があり、制度設計は国の推奨事業メニューであり、対象製品及び省エネ基準については、市で内容を決定したとの説明がありました。

また、入浴事業者支援事業と事業用燃料価格高騰対策支援事業との経費算定の期間の違いに関する質疑に関しては、入浴事業者支援事業については、原油価格等の高騰以前の燃料代との影響額が比較できるように、令和2年度と令和4年度の比較をすることとし、事業用燃料価格高騰対策支援事業は、対象事業者及び主要燃料の種別が多岐にわたることから、申請手続の簡素化のため、直近1年間のうち任意の1か月を対象とするとの説明がありました。

また、波賀市民協働センター整備工事設計監理業務における追加整備内容に関する質疑に対しては、にこにこマートについても買い物環境の整備として集約するとともに、生涯学習に関する活動・取組においてもライフステージに応じた誰もが学べる環境を整えていくため、調理室の整備が必要であるとの説明がありました。

さらに、山崎インターリニューアル事業に関する質疑に対しては、非常に財政事業が厳しい中での予算編成となり壁画作成のみを予算計上していたが、今回協定を締結した西日本高速道路福崎高速道路事業所から費用の支援があり、予算確保のめどが立ち、今回の補正に至ったとの説明がありました。

次に、第85号議案の主な内容は、山田千本屋雨水幹線整備工事により発生する補償費の支払いを相手方との協議が整ったことにより、一括払いから分割支払いに変更するため、現年度予算を減額し債務負担行為を設定するものであります。

審査の中で当局からの説明においては、地権者と協議を重ねる中で、工事実施年度に合わせて分割での支払いを希望されたことを受け、令和5年度分を減額補正し、令和6年度から令和8年度に債務負担行為を補正するものと説明があったとのことです。

次に、文教民生分科会が審査した第84号議案の関係部分の主な内容は、企画費では燃料価格の高騰を受けて、市内の公共交通網を維持するため、運行事業者に支援するものであります。

次に民生費では、物価高騰に直面する低所得世帯への支援として、住民税非課税世帯と家計急変世帯を対象に1世帯当たり3万円、住民税均等割のみの課税世帯を対象に、1世帯当たり2万円を支給するための必要な経費の補正、また事業者支援として、介護や障がい福祉サービス事業所、医療機関、保育施設等に対し、事業の継続支援を行うための補正であります。

同じく民生費において、城下地区認定こども園の建築面積の変更に伴う補助金増額のための補正であります。

審査の中で委員からは、企画費では、支援の対象が大型バスと循環バスのみを対象とする理由と、支援金の算出根拠についての質疑があり、当局からは、持続可能な公共交通の維持確保を図る観点から、昨年度に対象としていなかった大型バスと循環バスを対象とし、高騰した燃料代の2分の1を支援するとの回答があったとのことです。

次に、民生費では光熱費を支援の対象とした理由を問う質疑があり、当局からは、市内幾つかの介護サービス事業所や障がい者支援施設、また医療機関への電気代とガス代の高騰による支出状況の影響を確認した上で、光熱費を補助する対象としたとの回答があったとのことです。

次に同じく民生費では、認定こども園施設整備における増額補正の理由の質疑があり、当局からは、こども園の園舎の建築面積が増えたためであるが、補助金額に上限が設けられており、補助金の総額が増えるものではないとの回答があったとのことです。

全体会で、以上の分科会審査報告の後、質疑と自由討議を行いました。

採決しました結果、第84号議案及び第85号議案の補正予算2議案については、全

会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上報告いたします。

○議長（浅田雅昭君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて、質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

続いて討論を行います。

本2議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第84号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第84号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

第84号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に第85号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第85号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

第85号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 第86号議案

○議長（浅田雅昭君） 日程第3、第86号議案、宍粟市税条例の一部改正についてを

議題といたします。

本議案は、去る5月30日の本会議で文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、9番、神吉正男議員。

- 文教民生常任委員長（神吉正男君） 令和5年5月30日に審査付託のありました第86号議案、宍粟市税条例の一部改正については、6月7日に第5回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第86号議案の内容は、地方税法等の一部改正により、森林環境税の導入に伴う所要の規定の整備、給与所得者の扶養親族等の申告の簡素化、特定小型原動機付自転車の軽自動車税種別割の改正、排ガス燃料性能試験における不正行為による納付不足税額の加算割合の引上げを行うほか、所要の文言の整理、引用部分の条項ずれに対応するものであります。

審査の中で委員からは、森林環境税の徴収について市民全員に課税されるのか。また国から徴収取扱費は措置されるのかとの質疑があり、当局からは森林環境税は、生活保護法により生活扶助を受けている人、障がい者、未成年者、寡婦または独り親で、前年の合計所得額が135万円以下の人たちには課税されない。また、税込全額を森林環境譲与税として市に譲与されるため、徴収取扱費は市に対して交付されないとの回答がありました。

関係職員に出席を求め、慎重に審査しました結果、第86号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

- 議長（浅田雅昭君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（浅田雅昭君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅田雅昭君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第86号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅田雅昭君) 御異議なしと認めます。

第86号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 第87号議案

○議長(浅田雅昭君) 日程第4、第87号議案、宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る5月30日の本会議で文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、9番、神吉正男議員。

○文教民生常任委員長(神吉正男君) 令和5年5月30日に審査付託のありました第87号議案、宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正については、6月7日に第5回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第87号議案の内容は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、家庭的保育事業や特定教育・保育施設の運営等に関する基準を定める省令及び府令が改正され、厚生労働省の所管となっている事項の一部が内閣府に移管されることを受け、当市におけるこれらの基準を定めている本件条例について改正するものであります。

関係職員に出席を求め慎重に審査しました結果、第87号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長(浅田雅昭君) 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅田雅昭君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅田雅昭君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第87号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅田雅昭君) 御異議なしと認めます。

第87号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 第88号議案

○議長(浅田雅昭君) 日程第5、第88号議案、原不動滝公園施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

本議案は、去る5月30日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、14番、大久保陽一議員。

○総務経済常任委員長(大久保陽一君) 令和5年5月30日に審査付託のありました第88号議案、原不動滝公園施設に係る指定管理者の指定については、6月6日に第5回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第88号議案の主な内容は、原不動滝公園施設に係る指定管理者につきまして、宍粟市指定管理者選定審議会による審査を経て協議しました結果、原自治会を令和5年7月1日から令和9年3月31日までの指定管理者として指定いたしたく提案する

ものであります。

審査の中で委員からは、指定管理者について公募されたのかとの質疑があり、現状、バーベキューサイト及びオートキャンプ場について、原自治会が行政財産の貸付けによって、地域活性化のために取組をされていることから、指定管理者として指定したとの説明がありました。

関係職員に出席を求め慎重に審査しました結果、第88号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上報告いたします。

○議長（浅田雅昭君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第88号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

第88号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 新病院整備の基本設計における収支試算結果に関する調査特別
委員会報告

○議長（浅田雅昭君） 日程第6、新病院整備の基本設計における収支試算結果に関する調査特別委員会について報告を議題とします。

特別委員会の報告を求めます。

特別委員会委員長、11番、大畑利明議員。

○特別委員会委員長（大畑利明君） 失礼いたします。新病院整備調査特別委員会から御報告を申し上げます。お手元に調査報告書を提出いたしておりますので、詳しくはそちらを御高覧いただきたいと思います。

本調査委員会に付託されました調査事件につきまして、調査が終了いたしましたので、宍粟市議会会議規則第111条の規定により下記のとおり報告いたします。

調査の内容については概要で御報告を申し上げたいと思います。

調査の目的は、基本設計時に示されました開院後10年間の収支試算結果について、病院運営が持続可能かという妥当性を議会として判断するため、特別委員会を設置したものであります。

設置議決は、令和5年3月24日にされました。委員会のメンバーといたしましては、各会派、無会派からそれぞれ1名の選出によります6名でもって行いました。委員長に私大畑、副委員長に垣口議員、委員に神吉正男議員、八木雄治議員、津田晃伸議員、今井和夫議員、合計6名で調査を行ってまいりました。

委員会の開催状況は御覧のとおりでございます。令和4年度にまず1回行いまして、その後5年度に入りまして16回、合計17回の特別委員会を開催をしてまいりました。

調査の手法といたしましては、病院当局及び市の財政当局からの説明を受けるとともに、参考人として専門のドクターあるいは市が業務委託をしております専門業者、そういう方々からの意見聴取、並びに各それぞれ委員から独自の調査などを行いまして、基本委員間討議を中心にした調査を行ってまいりました。

以下はその調査に使用した資料、参考人等について記載をいたしております。調査の内容は当局から今示されておる内容についてを記載いたしております。

6ページから調査結果でございますが、これは御高覧いただきたいと思います。16回に及びまして、熱心にそれぞれの委員から考え方を出示いただき、意見を見いだしてまいりました。私たち調査特別委員会のミッション、いわゆる任務としては、この開院後10年間の収支試算結果が、公立総合病院の運営が持続可能であるかどうか、議会としてその妥当性を判断していこうというものでございましたが、結果的に妥当か妥当でないかという判断で一致する点を見いだすことはできませんでした。

委員会としてそれぞれ一致した点としては、持続可能で地域に必要とされる公立

病院を残していこうというこの点については一致いたしました。しかし、この収支試算がそれに値するかどうかということについては、双方の意見があり、なかなか一致することはできませんでした。

このため、調査特別委員会としての調査結果については、新病院整備に係るこの10年間の収支試算結果に基づく議論の中で、出されました意見の双方を記述をして、それら課題の解決を図っていくために必要と思われる政策を当局に提言していこうということにとどまりました。持続可能であるか否か、妥当であるか妥当でないかについては、今後兵庫県の助言や経営強化アドバイザーの分析検証などを確認する中で、今後も議会として監視を続けていこうという、そういう結論に至りました。

今後、公立宍粟総合病院において、持続可能で地域に必要とされる病院運営が実現されることを願い、本調査特別委員会の調査を終了するものであります。これで調査特別委員会の報告に代えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（浅田雅昭君） 特別委員会委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 質疑なしと認めます。

これで、新病院整備の基本設計における収支試算結果に関する調査特別委員会の報告を終わります。

委員の皆さんありがとうございました。

日程第7 所管事務等調査について

○議長（浅田雅昭君） 日程第7、所管事務等調査についてを議題といたします。

所管事務等調査につきましては、各委員長よりお手元に配付しております一覧表のとおり、閉会中の継続調査にしたい旨の申出がそれぞれありました。

お諮りします。

各委員長の申出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

所管事務等調査については、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

今定例会に付託されました案件は全て議了いたしましたので、閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅田雅昭君) 御異議なしと認めます。

よって、第112回宍粟市議会定例会はこれをもって閉会いたします。

長期間にわたり御苦勞さまでした。

第112回定例会の閉会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

5月23日に召集されました本定例会は、正・副議長の選任、各常任委員会等の議会構成も変わった中で、議員各位におかれましては、提出されました議案につきまして慎重審議を賜り、全ての議案を滞りなく議了いただきましたことに感謝申し上げます。

さて、梅雨入り後間もない6月初めには、梅雨前線と台風の影響により、全国各地で大雨の被害が発生しました。お亡くなりになられた方、被災されました方々にお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を願っています。今日の気象状況は、時として想定を超える事象となっています。これから梅雨も本格化します。私たちはいま一度近くの危険箇所の確認など、安全対策に心がけなければなりません。暑さも厳しくなってきます。

議員各位におかれましては、体調に十分気をつけていただき、市民の福祉向上のため御精励くださいますようお願い申し上げます、閉会の御挨拶といたします。

○市長(福元晶三君) 第112回宍粟市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

先月23日に開会いたしました第112回宍粟市議会定例会におきまして、浅田議長、今井副議長をはじめ、議員各位の御精励により、全議案につきまして滞りなく議了いただきましたこと厚くお礼を申し上げます。

今定例会におきましては、宍粟市農業委員会委員の任命等の人事案件、令和5年度一般会計補正予算など、重要案件について慎重に御審議をいただきましたことを改めてお礼を申し上げます。

また一般質問におきましても、参画と協働による持続可能なまちづくりに向けた取組など、様々な御意見、御提言をいただきました。いずれも重要な課題でありますので、今後の市政を運営する中で、真摯に取り組んでまいりたいと、このように

思います。

さらに先ほど、新病院整備の基本設計における収支試算結果に関する調査特別委員会委員長報告等々ありました。16回に及ぶ調査ということでありまして、大変ありがとうございました。御苦労さまでございました。

さて、このたび波賀町の地域づくり団体が、波賀森林鉄道遺構の活用や保存啓発活動について評価をされ、産業遺産学会から功労賞を受賞されました。この活動は、平成28年から波賀町を元気にしたいとの強い思いから始まったものでありまして、今後さらなる発展的な活動を期待するところであります。

また、新たに地域に根ざしたビジネスの創出プロジェクトから生まれた、酒樽サウナが先日お披露目をされ、宍粟市産のヒノキを活用するなど、地域資源にこだわったすばらしいサウナが完成しました。このプロジェクトは、市内外から宍粟市を活性化させたいとの思いから集まった若者が会社を新たに設立し、紆余曲折をしながら実現したものであります。地域資源を活用した新たなブランド事業として、日本酒発祥の地宍粟の知名度向上に今後の活躍を期待するところであります。

この二つの活動はともに、宍粟市を元気にしたいとの思いが込められておりまして、行政のみに任せるのではなく、仲間を信じ自分たちの力を合わせて、地域を盛り上げていくんだという強い信念が根底にあるからこそ、継続した取組につながるものと推察するところであります。このような地域の皆様の御活躍や思いを受けて、改めて市としてその責務をしっかりと果たしていかなければならないと感じております。

市民の皆様が安心して子どもを産み育てられ、いつまでも元気に宍粟市で住み続けたいと思っていただけるまちづくりに向けて、私はやはり教育、子育て環境の充実、地域医療体制の充実を図ることが重要であると思っております。さらに、先人から引き継いできました自然豊かな町をさらに発展させて、次世代を担う若者たちに安心安全に暮らせる町を継承していく責務があります。引き続き市民の皆様が住み続けたいと思っていただける町の実現に向けて強い信念を持って、職員とともに一丸となって市政運営に取り組んでいく所存であります。

結びに当たりまして、議員の皆様には御健勝にて、今後とも市政に対する御理解と御支援、御協力をお願いし、閉会の挨拶とさせていただきます。

長時間、長期間、本当にありがとうございました。

(午前10時10分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 浅 田 雅 昭

宍粟市議会議員 八 木 雄 治

宍粟市議会議員 西 本 諭